

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 7 年 2 月 7 日提出

案件担当等 部 課	保健福祉部高齢介護課
案件名称	三浦市地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営で 会 議 した日 審 議 した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>(1) 地域包括支援センターに関する基準については介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により市町村の条例で定めることとされている。この規定を受け、本市においても三浦市地域包括支援センターに関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 23 号）を制定しているところである。</p> <p>(2) 市町村の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める従うべき基準・参酌基準に基づくこととされているが、今般、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令 61 号）により、介護保険法施行規則の一部が改正され、市町村が従うべきものとされる基準が改められたことから、条例改正の必要が生じている。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>別紙、基本方針のとおり三浦市地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正することとしたい。審議決定後は、令和 7 年第 1 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係</p> <p>大綱 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える</p> <p>目標 5 安心で安全な生活環境づくり</p> <p>施策 3 高齢者の自立と安心の支援</p>	
<p>備考</p> <p>説明員 藤田 高齢介護課長</p>	